

インみたか通信

発行：NPO法人 障害者生活支援センター インみたか

発行日：平成27年3月30日

No. 34

三鷹市障がい者相談支援センターぽっぷ
〒181-0013 三鷹市下連雀4-15-18-2F
TEL 0422-71-0901 FAX 0422-26-5141
メール poppu@dream.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~poppu/>

障害者生活支援センター インみたか
〒181-0013 三鷹市下連雀4-15-23-A102
TEL 0422-71-0902 FAX 0422-24-6266
メール in-mitaka@iaa.itkeeper.ne.jp
ホームページ
<http://www6.ocn.ne.jp/~poppu/inmitaka/index.html>

派遣部のページ

忘年会、やりました！



障害者生活支援センター インみたか職員 滝 美央

昨年12月6日(土)の午後、インみたかのヘルパー派遣を利用している知的障がいの方と、「忘年会」を行いました。この会は、お菓子を食べたり歌ったりして楽しみながら、ヘルパーを利用して楽しかったことや嫌だったこと、またインみたかに対して不満や愚痴も含め、普段聞けない本音も聞かせて！という趣旨も含まれています。今回は7名の方が参加してくれました。前半は、「ヘルパーはどんな時に必要？」「ヘルパーがいて助かることは？逆に困ることは？」などの質問の中から出た話題を共有し、様々な感想、意見をいただきました。「一旦決まった予定は、変更したくても言い出しにくい…」という本音も出て、言ってもらいやすい環境、関係を作らないといけななあと考えさせられました。

後半は、各々が歌いたい曲のCDや歌詞を持ち寄り、スタンドマイクを使って、カラオケやピアノ伴奏でコンサート。演歌や童謡、最近流行った曲など、様々なジャンルの曲が響きわたり、デュエットを希望する人、なんとなく音楽を口ずさむ人、体を動かす人、歌はそっこのけでお菓子がとまらない人…短い時間の中で様々なリズムを体感することができて、大いに楽しませていただきました！！

最後は職員合田のピアノに合わせて合唱し、終了～。

すでに今年の年末が楽しみです☆



はけんぶ にっき
インみたか 派遣部の日記

がつ にち か
12月16日(火) みたか しきよたくかいご いどうしえんじぎょうしゃれんらくかい
三鷹市居宅介護・移動支援事業者連絡会

三鷹市の障がい者相談係と連携をとり、「事業所相互のネットワークを広げ、障がい者が利用できるヘルパー派遣事業所を開拓する」趣旨で、年4回開催されている集まりです。三鷹市をサービス提供地域にしているヘルパー派遣事業所以外にも、計画相談事業所など多くの方が参加しています。

今回の主な話題は、①困難ケースについて ②福祉職員のメンタルヘルス ③計画相談の現状について。②では「介助の現場に直行直帰のヘルパーに対して、事業所で意識して行っていることは？」「面談や研修の機会を持ち、会話できる環境を多く作る」③では、計画相談事業所から、「計画を作ることで、障がい当事者のエンパワメントの機会が奪われていないか。誰のための計画なのかを、常に振り返らなければいけない」などの話がなされました。顔の見える関係の中で、意見交換できるこの連絡会は、とても有意義で貴重な場です。(滝)

がつ にち ど
1月31日(土) かいじょちゅう
介助中の、あるできごと

前日の雪がそこかしこに残っていたこの日、知的障がいのあるAさんは、ヘルパーBさんと外出しました。Aさんには、1月にどうしてもいきたい場所があったので、とても楽しみにしていた日です。電車での移動中に、Bさんがある犯罪行為を目撃し、見過ごすことができずに、声をかけてやめさせようとしたのですが、抵抗され、少しもみ合うような形になってしまいました。次の駅で、その人とBさん(当然Aさんも一緒に)は降り、駅で事情をきかれ、警察が来るまで待つことになりました。

やがて警察が来て、近くの警察署に行かなければならなくなり、AさんとBさんはパトカーに乗って移動。そこでさらに長時間になると思われる聴取に応じることを求められました。たださえ、よく分からないであろう状況の中で長く待たされているAさんを、これ以上待たせるということは避けたかったので、Bさんとインみたか職員が警察と交渉し、「介助終了後に、Bさんが署に出向くこと」で合意。とりあえず簡単な聴取の後、外出を再開することができました。

予定していた時間は過ぎてしまいましたが、行きたかった場所には行けたAさん。Bさんには「いろいろおまわりさんと話ができ、おもしろかった」と話し、母親にその日一番楽しかった場所をきかれると「〇〇警察署！」と答えていたそうです。僕たちが思っているよりも、突発的なことに対応する力があるのかも・・・と感じたできごとでした。(合田)

がつ にち すい
2月18日(水) ヘルパーミーティング

ヘルパーに、いろいろな問題意識を持ってもらったり、孤独感をやわらげ次の介助への意欲を高めたりするために、年4~5回開催しているヘルパーミーティング。今回は久しぶりに平日午前中の開催で、18名の参加でした。夜の開催だと参加しづらいヘルパーさんも多く来られ、和気あいあいとお話できました。

「一人の利用者に、何人くらいのヘルパーが入っているのか？」「複数の事業所でヘルパーをやることのメリット・デメリットは？」などなど、いろいろな話題が出ました。

今回印象に残ったのは「人によってカレーの食べ方も違うよね~！」(「カレーの食べ方」は、通信32号の宮城の記事もぜひ読んでくださいね)という話題。一人のヘルパーが複数の利用者さんと関わると、本当にやり方が違うことに気づきます。それは利用者さんから見てもしっかりです。私もつい「我が家」「私」のルールを取り入れた介助をしてしまい、「そういう意味だったのか！」ハッとさせられることもあります。お互いの「ちがい」を知り、それが色々な人の間を廻っていき、また私が新しい「ちがい」を体験すること、これがこのお仕事の醍醐味ですね！(酒井)



しよちょう 所長のつぶやき、つぶやき、つぶやき…(長いっ!)

はけんぶ 派遣部のページ

はけんぶ しよちょう こばやし のぶよし
インミタカ派遣部所長:小林延芳

「まだまだ景気がよくなった実感が持てないし、消費税上げられないよね?じゃあ上げないから代わりに私たちの生活(社会保障)を削ろうね、仕方ないよね。」そんな天からの声が聞こえてきそうな出来事がありました。

2015年1月12日の新聞で、『2015年度の障害福祉予算は、全体で据え置く。ただし、事業者に入る報酬は実質1.78パーセント減額し、福祉の現場で働く人が月収12000円増になるように処遇改善部分を増額する』と報じられました。

その増額は、直接障がい者に関わる人だけが対象なので、コーディネーター、事務員、調理士など直接関わらない職員の賃上げに使ってはいけないことになっています。また、国で一律に基準を決めている制度(居宅介護、重度訪問介護など)だけが対象で、各自治体に任されている制度(移動支援など)は対象外です。なので、上記の職員や自治体の制度内で関わっている人の給料も同等に上げるには、減額になる事業者への報酬から捻出するしかありません。

こういった動きは、そもそも高齢者対象の介護保険の見直しから波及してきたものです。介護保険で事業者に入るお金(介護報酬)は、4月から2.27パーセント減額となります。その根拠となったのは、介護事業経営実態調査の結果で、「特別養護老人ホームは平均8.7パーセントの収支差率(もうけ)を出している。中小企業は2パーセント台だ。社会福祉法人の内部留保(※)が多すぎる」と指摘されたことです。

経営者や役員が報酬を受け取るのが通常である民間企業と、理事が無給であることが多く、経営者の報酬がとてもし低い社会福祉法人やNPO法人などの非営利組織を、収支差率で比較すること自体がおかしいのではないかと思います。

また、介護事業経営実態調査の回答率は48.4パーセントで、5割を満たしませんでした。回答作業には相当な手間がかかることから、回答できるのは比較的大きな事業者が多く、回答できなかった事業者は小規模で、おねも人もギリギリの体制で運営しているのではないかと推測できます。この状況で、5割に満たない回答率の調査結果に基づいて、介護報酬引き下げが決められたことは、納得できません。

他の産業より職員の賃金が月10万円低いと言われる福祉業界で、広く報道でも取り上げられ社会的関心も高い今回の介護報酬引き下げはどう影響していくのでしょうか?

更に労働環境を悪化させ、福祉が社会から『見せしめ』にあう、それは可哀想だという民意を受けて、その先は増税でしょうか?今回の判断が、未来の増税を見込んだ『見せしめ』だとしたら、とても虚しく思います。

意欲の高い人材が福祉を離れていくのを、何人も見送ってきました。『この仕事を続けたいが、将来が不安』職員がそう思うのが当たり前になっている状況で、いい仕事はし続けられるのでしょうか?

また私たちは安心して老いていけるのでしょうか? 予算や制度が少し変わるだけでも、その直接の対象である高齢者や障がい者だけでなく、福祉に関わる人たちの生活は大きく変わります。また、これから福祉に関わろうと考えていた人たちの人生も、変わってしまう可能性があります。財政面だけでなく、人の生活をきちんと見た上での判断を強く願います。

※施設運営をしている社会福祉法人の内部留保が特別養護老人ホーム1施設あたり3億円という報道もありましたが、多くの施設では、施設内での利用者・職員の安全を守るため、マンションの修繕積立のようにお金を積み立てています。

施設が経年劣化したときに、そのお金を使って補修したり、場合によっては建て替えたりするための必要なお金ですが、毎年使う経費ではありません。このお金についても『もうけて貯めこんでいるお金』と捉えられたようです。

◆□◆親孝行を装った親不孝◆□◆

みやぎ とわこ
宮城 永久子

ちち な なくなつてから、はは とはそれとなくはれんらく とを取るようにしている。

はは
母はいつも

「何かほしいものはある？送ってあげるから」
と言ってくれる。

が、おく 送ってくれるものがようしゃ 容赦ない。

しょうゆおおびん ほん
醤油大瓶 3本 ドーン!!
あか
赤みそ 5kg ドー——ん!!

ピーナッツ入りチョコレート お徳用サイズ 3袋
だん すきま う 埋めるために、かくしゆ 各種カップラーメンと
きかんげんでい 期間限定ジャンクフード。

め まえ 目の前にあつたら、まちが 間違いなく、た 食べてしまうものかずかず
まさしくこうけつあつ 高血圧、こうしけつしょう 高脂血症、ひまん 肥満、せいじんびょうかいどう 成人病街道まっしぐら。

「う、うん、こっちはだいじょうぶ
さりげなくことわ 断ってみるものの、はは 母のせっかくのこうい むだ 好意を無駄にするのも、
なんだかしの 忍びない。というか、もったいない。

「じゃあさ、いつもヘルパーさんにお世話になってるし、じむしょ おく 事務所に送ってよ。
もうすぐヘルパーミーティングもあるから、お茶菓子があると助かる」

ここのわたし はんげき はじ
ここから私の反撃が始まる。

「いつものえびせんべいでもいいし、バウムクーヘンでもいいな。

あ、このまえ おかき ちやや 茶屋のあられ。あれ、おい 美味しかったなあ。」

これぞあらて ふう こ 新車の振り込め詐欺である。

「ああ、そう？そんなにおい 美味しかった？わかった、じゃあ、おく 送ってあげるからまってなさい」
はは 母をそのき にさせたところで、でんわ 電話を切って完了。

あとは、はは 母からの荷物のもつ とうちやく ま 到着を待つのみ。

せけん を騒がせている振り込め詐欺よりも、すこ 少しでもだけタチのよいところがあるとすれば、
おく 送られてきた後、おく ぬし ていねい 送り主にご丁寧に、

「せんじつ 先日、かし とど 菓子、届いたよ。みんなとてもよろこ 喜んでいたらよ。ありがとう」
おれい れんらく 連絡をすることくらいだ。

リアル振り込め詐欺にも、ひと 人にものを いただ きはきちんとおれい れんらく 連絡をするように、ぜ ひ おし 是非教えてあげたい。



くどうきょうへいべんごし
工藤 杏平 弁護士のシリーズ連載!

おし
教えて!! 工藤先生

ゆいごんしょさくせい
遺言書作成について② 後編

こんにちは。東京グリーン法律事務所の弁護士の工藤杏平です。
 前回は、連載コラムの第4弾として遺言書の作成②前編と題し、自筆証書遺言の注意点についてご紹介
 させていただきました。
 連載コラムの最終回である今回は、遺言書の作成②後編と題して、公正証書遺言の主な注意点を紹介
 させていただきます。

②公正証書遺言作成上の注意点

公正証書遺言は公証役場で公証人を通じて作成するものですので、形式的な不備はほとんど生じない
 などの利点がある反面、その内容については以下の点に留意してください(なお、以下の点は、自筆
 証書遺言にもあてはまります。)

ア 遺留分を考慮する

せっかく遺言を作成しても、その内容が遺留分を侵害する場合は、あらたな紛争の火種を生じさせ
 ることになりかねませんので、遺留分に配慮した内容にするか、または、家族の仲が悪くならないよう
 にその理由や思いを付言事項に記載するなどの配慮が必要です。

イ 一部遺言はしない

遺産のうちの一部のみを遺言にすると、遺言に記載されていない部分が争いの種になる可能性があ
 りますので注意が必要です。

ウ 予備的遺言を検討する

遺言に記載した推定相続人や受遺者が遺言者より先に死亡する事も考えられます。この場合を想定
 し、作り直す手間やリスクを抑えるために、予備的な遺言も検討する必要があります。

エ 遺言執行者の指定を検討する

遺言執行者は、全相続人の代理人として遺言の内容を実現する人です。遺言執行者を定めておけ
 ば、遺言執行者が単独で遺言の内容を実現することが出来ます。

オ 遺言書の存在を知らせておく

せっかくの遺言でも、誰も知らず見つからなくては書いた意味がなくなってしまう。「公正証書
 遺言を作成した」という事実だけでも相続人の方に伝えておいた方がいいでしょう。なお、自筆証書
 遺言も同様に誰にも知られないままでは意味がないのですが、他方で、遺言の存在が判明してしま
 うと、遺言を書き換えられてしまう可能性がありますので、遺言の存在の情報を誰に教えるかについて
 は慎重な検討が必要です。

今回で工藤杏平弁護士の「教えて!! 工藤先生」の連載は終了します。

でも、引き続き、法律相談はぽっぷにて開催いたします。

次回は 4月11日(土) 14:00~16:00 の予定です。

お申し込みはぽっぷ(0422-71-0901)まで。



うつのみや まさひろ
宇都宮 正洋さん インタビュー!

え うま
「絵を もっと上手になりたいんです」

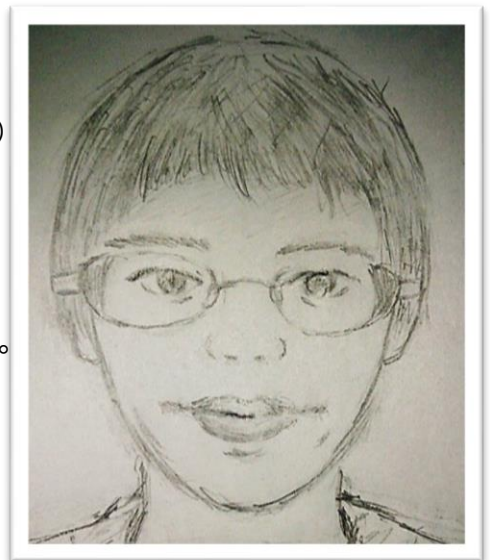
こんかい しょうかい うつのみや へいせい ねんごろう かか も はじ
今回、ご紹介する宇都宮さんは、平成25年頃から、ぽっぷとの関わりを持ち始めました。
げんざい そうだん こ さんか ひか
現在は、ぽっぷに相談に来られたり、フリースペースに参加されたりしている、控えめで・おちゃめな
だんせい
男性です。
いっばんしゅうろう しゃない ぎょうむ えんかつ すす しょうむてき しごと まいにちがんば
一般就労をされており、社内の業務が円滑に進むよう、庶務的なお仕事を毎日頑張っています!!
こんかい であ しゆみ き いただ き て ぽっぷ かねこ ようすけ
今回は、ぽっぷとの出会いや、趣味などを聞かせて頂きました。(聞き手:ぽっぷ 金子 洋祐)

『ぽっぷを知ったきっかけは?』

ぽっぷと出会うまでは、勤務先の区の支援センターに仕事や日常生活のことを相談していました。
しごと おお しょうせん しゃん きたくじかん おそ
仕事が終わってから、支援センターに行っていたので、帰宅時間が遅くなってしまっていました。な
ので、現在の住まいである三鷹市で相談ができるところを探しました。
く しょうせん しょくいん かた しょうかい
区の支援センターの職員の方から、ぽっぷを紹介されたのがきっかけで、ぽっぷを知りました。

『ぽっぷの印象は?』

さいしょ
最初は、どういふところなのかわからなかったもので、ぽっぷに行くことをためらいました。
来てみたら、とても暖かく、良いところだと感じました。
ぽっぷは楽しい所で、毎回ぽっぷに来ることが楽しみです。
とく フリースペースが楽しいです(参加も強制じゃないのが◎)



うつのみや か しがぞう
宇都宮さんが描いた自画像

『最近ハマっていること』

じんたい きょうみ ひま ととき か
人体のデッサンに興味があり、暇な時に書いています。
こんご うま べんきょう おも
今後は、もっと上手になりたいので、勉強したいと思っています。

最後に『ぽっぷに一言』

このまま変わらず、暖かく受け入れて下さい。

『世の中一言』

しあわ い わらい
幸せに生きていきたいです(笑)



高次脳機能障害当事者会・家族会 『ぽっぷサロン勉強会』を開催しました！！

高次脳機能障がい当事者の方や家族の方から声があがり、今年度から始まった『ぽっぷサロン』も、今回で6回目。回を重ねるごとに、参加者から「自分の障がいのことをもっと詳しく知りたい」「周りの人にも知ってもらいたい」という切実な思いが形となり、今回の勉強会が実現した。

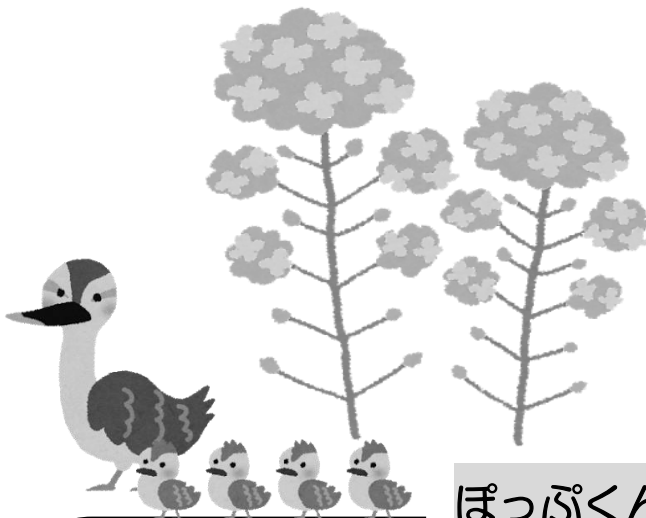
会の前半は、東京慈恵会医科大学附属第三病院 リハビリテーション科から、言語聴覚士の山本一真先生にお越し頂き、ご講演頂いた。高次脳機能障害の基本的な知識はもちろんのこと、受傷からリハビリを通じ地域生活に戻っていくまでの経過を事例を参考にしながら説明して頂いた。

後半では、参加者から質問を受け、山本先生が回答したり、参加者同士のディスカッションもあり、充実した内容であった。

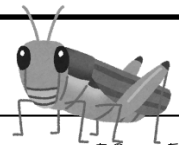
当日は、当事者・家族の方だけでなく、行政や支援機関の方、介護保険の仕事をしている方も参加された。高次脳機能障害についての認知度や支援の必要性は高まる一方で、この障がいの方が安心して利用できる支援機関はまだまだ数少なく、既存のものを含めた社会資源の整備や、三鷹市だけでなく広域で支援機関同士が繋がっていけるようなネットワークが求められてくるのではないかと思う。(宮城)

目次

P1	派遣部のページ	忘年会、やりました！
P2	派遣部のページ	インみたか派遣部の日記
P3	派遣部のページ	所長のつぶやき、つぶやき・・・
P4	法人のページ	宮城連載エッセイ
P5	ぽっぷのページ	教えて！工藤先生
P6	ぽっぷのページ	宇都宮さんインタビュー
P7	法人のページ	後援会費ありがとうございます
P8	ぽっぷのページ	ぽっぷサロン・ぽっぷくのはな唄



ぽっぷくのはな唄



休日に家族で外出。子供にしてみれば、大イベントである。私自身も「おいしい物が食べたい」とか「買い物がしたい」と、前日の夜まで大妄想を繰り広げた覚えがある。子供の頃は思う様に外出が出来なかったもので、人の何倍も楽しみにしていたものだ。

ある日の外出先での出来事。親子が言い争いをしている。子供が親の言う事を聞かなかったのか、父親が自分勝手に歩き回ってしまったのか、理由はわからない。でもそこから、最悪の空気の中で時間が過ぎていったのは間違いないだろう。家に帰ってから「もうどこにも連れて行かないよ」って言われてしまったかもしれない。(私は言われました)

せっかく出掛けたのだからみんなで「楽しかったあ」「また行こうね」って言いながら家まで帰って欲しいなあ。